

● 動物の輸入届出制度について

海外から対象の動物を持ち帰る方は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、届出をする必要があります。輸出国政府が発行した衛生証明書の提出を含む、届出要件を満たさない場合、持ち込み者の責任で、その動物を、持ち出し国に**返送**するか、**殺処分**する必要があります。

● 届出の対象となる主なペット



哺乳類*1

- フェレット
- ハリネズミ
- ハムスター
- モルモット 他



鳥類

- オウム
- インコ
- 鳩
- 文鳥 他

※1 犬、猫、家畜等は届出対象外です。ただし、検疫が必要です。

* 魚類、両生類、は虫類、昆虫は対象外です。

* 他法令(CITES、外来生物法等)による規制が生じる可能性があります。



ハムスター、リスなどの げっしうい “齧歯類”の日本への 持ち込みは困難です!

ハムスター、モルモット、リス、チンチラなどの齧歯類は、人に重篤な危害を及ぼす感染症を数多く保有していることが知られており、輸入するための条件は厳しくなっています。自宅やペットショップで飼育されていたものでも基本的に持ち帰ることはできません。また、齧歯類は死体を輸入する場合も届出が必要です。海外では齧歯類を食用とすることもあり、例えば「クイ」と呼ばれる南米料理に用いるモルモットの死体も届出の対象となります。

● 主な問い合わせ先

成田空港検疫所(輸入動物管理室)
Tel.0476-32-6708 Fax.0476-32-6725
東京検疫所東京空港検疫所支所(検疫衛生課)
Tel.03-6847-9312 Fax.03-6847-9315
中部空港検疫所支所(検疫衛生課)
Tel.0569-38-8193 Fax.0569-38-8194
関西空港検疫所(輸入動物管理室)
Tel.072-455-1298 Fax.072-455-1299
福岡検疫所福岡空港検疫所支所(検疫衛生課)
Tel.092-477-0207 Fax.092-477-0209

● 動物の輸入届出制度に関する情報は

下記のホームページをご覧ください。

動物の輸入届出制度

検索



世界ではたくさんの動物由来感染症が起きています。海外からむやみに野生動物を持ち込むのは止めましょう。

海外から動物を 持ち帰る方へ

届出をしないと持ち込めません。

- フェレット
- ハリネズミ
- ハムスター
- モルモット 他

届出の必要な 主なペット

- オウム
- インコ
- 鳩
- 文鳥 他



海外に動物を持ち出そうとする前に
海外から動物を持ち帰ろうとする前に

まずは検疫所に 相談してください

動物を手荷物として
持ち込む場合の流れ



まずは
検疫所に
電話ね



書類ができたら
FAXやE-Mail
で確認



日本についたら
検疫所に
書類を提出



Step 1 届出の準備

届出に必要なもの

- 届出書(2部)
- 衛生証明書
(輸出国政府機関発行のものに限る)
- 届出者の身元確認書類
(パスポートや運転免許証など)
- 施設の微生物検査の結果書
(高度な衛生管理のなされた齧歯類のみ)

身元確認書類



届出書(2部)

衛生証明書

1 検疫所に 持ち帰れるか相談

持ち帰りたい動物の種類、動物が飼育されている国名、日本への到着予定日などの情報をお知らせください。

2 届出書(2部)の 入手と記載

届出書(2部)はウェブサイトから入手できます。

3 輸出国政府発行の 衛生証明書の取得

動物の種類により衛生証明書の証明内容が異なります。衛生証明書の発行機関、発行方法は国によって異なりますので、各国の行政機関に問い合わせて下さい。

輸出国政府発行の衛生証明書がない場合は、日本へ動物を持ち込むことはできません。

Step 2 事前確認

日本到着後に、届出の提出書類に不備等があった場合は、動物を国内に持ち込めません。これを避けるためにも、**事前に**、届出の準備で揃えた必要書類について、到着する空港・海港を管轄する検疫所の確認を受けてください。

Step 3 届出

日本への到着後、検疫所窓口に必要書類を提出してください。届出内容の確認後、適法の場合、届出受理証を交付しますので、税関申告に進んでください。

届出完了

証明内容のポイント

- フェレットなどの哺乳類
 - 出発時に狂犬病の症状が無いこと。
 - 狂犬病の発生していない地域・施設で一定期間(発生国・非発生国により期間が異なる)または出生以来保管されていたこと。
- ハムスターなどの齧歯類
 - 出発時に狂犬病の症状が無いこと。
 - ペストなど7つの対象感染症が発生していない保管施設で出生以来飼育されていたこと。
 - 保管施設は輸出国の指定を受けていること。
- インコなどの鳥類
 - 出発時にウエストナイル熱並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの症状がないこと。
 - 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生していない国(地域)で蚊の侵入しない保管施設(検疫施設)で21日間の保管観察を行うこと。

